

宮城県公報

行 政 組 織 規 則
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○事務委任規則の一部を改正する規則	(同)	二
○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則	(税務課)	二
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(情報政策課)	六
○父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則	(子育て支援課)	七
○定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則	(同)	七
○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	七
○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	(農業振興課)	七
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	七

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県規則第九十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
宮城県公務研修所	富谷市

第三十二条第一項の表宮城県仙台北県税事務所の項中「。」の下に「富谷市」を加える。
第三十八条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
宮城県動物愛護センター	富谷市

第四十条第一項の表宮城県仙台北保健福祉事務所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、同条第六項の表宮城県仙台北保健福祉事務所黒川支所の項中

黒川郡 富谷町	黒川郡	を
------------	-----	---

富谷市	富谷市、黒川郡	に改める。
-----	---------	-------

第四十一条第一項の表宮城県塩釜保健所の項及び第二項の表宮城県塩釜保健所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、同条第五項の表宮城県塩釜保健所黒川支所の項中

黒川郡 富谷町	黒川郡	を
------------	-----	---

富谷市	富谷市、黒川郡	に改める。
-----	---------	-------

第四十八条第一項の表宮城県中央児童相談所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加える。

第六十三条第一項の表宮城県仙台北地方振興事務所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、同条第二項の表宮城県仙台北地方振興事務所の項中「東松島市」の下に「富谷市」を加える。

第七十一条第二項の表宮城県仙台農業改良普及センターの項中「多賀城市」の下に「富谷市」を加える。

第七十五条第一項の表宮城県仙台畜保健衛生所の項及び第九十五条第一項の表宮城県仙台北土木事務所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加える。

第九十七条第二項の表宮城県中南部下水道事務所の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

別表第三吉田川流域下水道の項中「黒川郡大和町」を「富谷市、黒川郡大和町」に改め、「富谷町」を削る。

附 則

この規則は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「限り、」の下に「第五条の規定により保健福祉事務所に委任されたもの及び」を加え、同条に次の一号を加える。

三 身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証（児童相談所の所掌事務に係るものに限る。）

第八条の二に次の一号を加える。

三 身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証（女性相談センターの所掌事務に係るものに限る。）

第九条を次のように改める。

第九条 さわらび学園長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 児童福祉法第五十六条第二項の規定による自己負担額の徴収（さわらび学園の所掌事務に係るものに限る、第五条の規定により保健福祉事務所に委任されたものを除く。）

二 身元保証人確保対策事業に係る身元保証及び連帯保証（さわらび学園の所掌事務に係るものに限る。）

第十八条第一項第三十六号中「富谷町」を「富谷市」に改める。

附 則

この規則中第八条第一号を改め、同条に一号を加える改正規定、第八条の二に一号を加える改正規定及び第九条の改正規定は公布の日から、第十八条第一項第三十六号の改正規定は黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例（平成二十八年宮城県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（免除申請書）

第二条 条例第三条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第八十四号の三中

届出者 は 法の 個人 番号	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ↓ここから記載してください。

を

(法人の場合) 届出者 の 法 人 番 号	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ↓ここから記載してください。

に改める。

様式第八十四号の四中

届出者 は 個人 番号	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ↓ここから記載してください。

を

(法人の場合) 届出者 の 法 人 番 号	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ↓ここから記載してください。

に改める。

様式第九十号中

特別 徴収 義務者 (経 営 者)	住所	特別 徴収 義務者 (法 人 の 場 合) 個人 番号 又は 号
	氏名又は名称	

を

特別 徴収 義務者 (経 営 者)	住所	(法人の場合) 個人 番号
	氏名又は名称	

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。
様式第八号中

個人 番号 又は 号 法 人	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

を

(法人の場合) 法 人 番 号	番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例別表第一」の下に「の一の項」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - 1 特別支援学校等への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。以下「奨励費」という。）の支弁及び支弁区分の変更に係る調査等の受理

- 二 調査等に係る事実についての審査、その調査等の提出に対する応答又は奨励費の支弁区分の決定及び変更についての通知

- 三 奨励費に係る変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する

応答

四 年度中途において入学又は転学した児童等（県内の特別支援学校に入学又は転学した幼児、児童若しくは生徒又は県が設置する中等教育学校（前期課程に限る。）に入学又は転学した生徒で学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二條の三に規定する障害の程度に該当するものをいう。）に対する奨励費の支給

第三條の次に次の一條を加える。

（条例別表第三に定める情報）

第四條 条例別表第三の規則で定める情報は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項の被保護者であった者又は同條第二項の要保護者に係る奨励費の支弁に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則

父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則（昭和三十一年宮城県規則第二十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

定時制高校出身者身元保証規則を廃止する規則

定時制高校出身者身元保証規則（昭和四十三年宮城県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一 税務課長の専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の
一号を加える。

五 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第二十条第二項の規
定による同法附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第二十九条の十第一項
の条例又は規則に係る市町村長からの協議に対する回答

附 則

この訓令は、平成二十八年七月十二日から施行する。